

令和5年4月24日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について」等の送付について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第35号）が令和5年2月17日に公布されたところです。

これを踏まえ、今般、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」が改正され、令和6年4月1日より適用となることから、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

なお、同通知には、介護支援専門員の法定研修に係る見直し後のガイドラインも添付されております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報Vol. 1143

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について
(令5. 4. 17 老発0417 第2号 厚生労働省老健局長通知)

○介護保険最新情報Vol. 1144

「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」の発出について
(令5. 4. 17 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

以上

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737